

新型コロナウイルス感染症の影響による 国民健康保険税減免対象確認フローチャート

今年、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少している。

新型コロナウイルス感染症により、
世帯の主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った。

はい

いいえ

世帯の主たる生計維持者の事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入のいずれかの収入が、令和元年または令和2年の当該収入に比べて10分の3以上減少する見込みである。

はい

いいえ

世帯の主たる生計維持者の令和2年の
合計所得金額が1000万円以下である。

はい

いいえ

世帯の主たる生計維持者の令和元年または令和2年比
30%以上減少見込みの収入に係る所得以外の
令和2年の合計所得金額が400万円以下である。

はい

いいえ

感染症の保険税減免の対象

申請により、
保険税の**全額が
免除**となります。

申請により、
保険税の一部が
減額となります。

※減免額は前年の所得により
決定します。

新型コロナウイルス
感染症の影響による
減免の対象外となります。
※非自発的失業者の保険税軽減
(下記参照)に該当するかご確認
ください。

※感染症の影響等で会社都合の離職により、雇用保険の失業給付を受けている場合は、「非自発的失業者の保険税軽減」の制度があります。